

登園許可証明書

2016. 6改訂

Kid's☆garden

氏名 _____

証明日：平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

下記の疾患で療養中のところ、現在軽快し、登園してよいことを証明します。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日から療養開始

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日から登園可

記

該当疾患に○	疾患名	出席停止期間の基準 ※ 以下の基準に基づき、主治医が判断する。
	インフルエンザ	発熱した後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過するまで。
	百日咳	特有な咳が消失するまで又は7日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで。
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで。
	アデノウイルス （咽頭結膜熱、プール熱等）	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
	腸管出血性大腸菌感染症 （O-157 など）	医師によって伝染のおそれがないと認められるまで。
	流行性角結膜炎（はやり目）	
	急性出血性結膜炎	
	結核	
	その他の伝染病（ _____ ）	

※ 園生活での注意事項

（ _____ ）

医療機関名

医師名